

○たつの市空き家の除却に係る土地の固定資産税の減免に関する要綱

令和4年11月11日

告示第103号

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家を除却した後の土地に係る固定資産税（都市計画税を含む。以下同じ。）を減免することについて、たつの市税条例（平成17年条例第64号。以下「条例」という。）及びたつの市税条例施行規則（平成17年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 建築物（長屋及び共同住宅にあつては、これらの住戸）又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもののうち、適正な管理がなされていない住宅（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第2項及び第22条第2項の規定による勧告がなされている住宅を除く。）をいう。
- (2) 住宅用地特例 地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例をいう。
- (3) 減免対象土地 空き家の敷地の用に供していた土地又は画地であつて、空き家を除却したことにより、空き家が除却された日（以下「空き家除却日」という。）の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から住宅用地特例が解除された土地をいう。

(減免の対象)

第3条 この告示による固定資産税の減免の対象は、減免対象土地とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 除却した空き家以外の住宅の敷地の用に供しているとき。
- (2) 営利目的で使用しているとき。
- (3) 空き家除却日の属する年の1月1日における所有者が個人でないとき。
- (4) 空き家除却日の属する年の1月1日における所有者と、空き家除却日の属する年の翌年の1月1日における所有者が異なるとき。ただし、相続による所有権移転を除く。

(減免額)

第4条 固定資産税を減免する額は、住宅用地特例が解除される年度の減免対象土地に係る固定資産税の額から当該土地が住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の相当額を減じた額とする。

(減免対象期間)

第5条 固定資産税を減免する期間は、空き家除却日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度とする。

2 前項の規定にかかわらず、減免の対象期間内であっても、減免対象土地が第3条各号又は次の各号のいずれかに該当した場合は、減免期間を終了する。

- (1) 住宅用地特例の適用を受けることとなったとき。
- (2) 売買等（相続によるものを除く。）により、所有権移転されたとき。
- (3) 適正に管理されないことにより、周辺住民の住環境に悪影響を与えたとき。
- (4) 不正な行為等により虚偽の申請を行っていたことが判明したとき。

(事前相談)

第6条 納税義務者のうち、固定資産税の減免を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、減免対象土地に該当するかを、空き家の除却前に空き家対策担当課及び税務担当課と協議を行うものとする。

(減免の申請)

第7条 申請者は、条例第71条第2項の規定により固定資産税・都市計画税減免申請書（規則様式第35号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式）
- (2) 空き家の除却前及び除却後の減免対象土地の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、この告示による減免の対象となった翌年度以後の減免を継続する場合は、前項の申請書を市長に提出しなければならない。ただし、前項の各号に掲げる書類は、省略することができる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年1月2日から施行し、以後最初に到来する1月1日を賦課期日とする年度分以後の固定資産税について適用する。

附 則

この告示は、令和5年12月13日から施行する。

別記様式（第7条関係）

誓 約 書

私は、空き家の除却に係る土地の固定資産税の減免を申請するに当たり、以下の事項について誓約します。

- 1 申請書記載事項に偽りはなく、減免対象土地は、居住の用に供していません。
- 2 減免期間中は、減免対象土地を適正に管理し、周辺住民の住環境に悪影響を与えません。
- 3 申請内容に変更が生じた場合は、直ちにその旨を届け出ます。

年 月 日

たつの市長 様

住 所

氏 名